

南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 5 月 2 4 日 制定
建設要綱第 1 2 号
令和 7 年 6 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震時におけるブロック塀等の倒壊による事故の発生及び避難経路の閉塞を未然に防止することを目的として、避難路に面する危険なブロック塀等の安全対策に要する経費に対し、予算の範囲内において南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南部町補助金等の交付に関する規則（平成 18 年 1 月 1 日南部町規則第 51 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 避難路 南部町耐震改修促進計画に位置付けられた避難路をいう。
- (2) ブロック塀等 組積造の塀及び補強コンクリートブロック造の塀（門柱を除く。）をいう。
- (3) 耐震診断 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（平成 30 年 6 月 21 日付け国住指第 1130 号国土交通省建築指導課長通知）を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 専門家 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士又は公益法人日本エクステリア建設事業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者若しくはこれと同等の資格を有する者をいう。
- (5) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて専門家の設計により行われるブロック塀等の耐震改修工事をいう。
- (6) 建替え 既存のブロック塀等が存する敷地を含む敷地で行う建替え工事をいう。
- (7) 除却 ブロック塀等の全部又は一部を取り除く工事をいう。
- (8) 耐震改修工事等 ブロック塀等の耐震化を図るために行う、耐震改修、建替え又は除却をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町税（町民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）を滞納していない個人で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 町内に存するブロック塀等の所有者等（当該所有者の配偶者又は二親等内の親族を含む）であって、当該ブロック塀等について耐震改修工事等を行う者である

こと。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

（補助対象塀）

第4条 補助金の対象となるブロック塀等（以下「補助対象塀」という。）は、次の各号に掲げる要件いずれにも該当するものとする。

- (1) 避難路沿道に存するもの。
- (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。
- (3) 道路面からの高さ（基礎を含む。）が1メートル以上であるもの。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の規定に基づく命令を受けていないもの。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助事業」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事等で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体の公共用地の取得に伴う損失補償を受ける予定がないもの。
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体の他の制度に基づく補助金等の交付を受ける予定がないもの。
- (3) 耐震改修工事等の結果、補助対象塀が地震に対して安全な構造となること（除却の場合を除く。）。
- (4) 耐震改修工事等の結果、補助対象塀が建築基準法第42条に規定する道路に突出して存在しない等、同法の規定に適合すること。
- (5) 補助対象塀の一部を除却する場合は、道路面からの高さ（基礎を含む。）住宅新築リフォーム支援事業と木造住宅耐震改修促進支援事業との併用は工事内容のすみ分けが出来ていれば可となる。（県）が1メートル未満となること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は耐震改修工事等に要する工事とし、ブロック塀等の総延長に1メートル当たり80,000円を乗じて得た額を限度とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。）又は240,000円のいずれか低い額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、耐震改修工事等に関する契約の締結前に南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 敷地の位置図（縮尺 1,000 分の 1 程度で工事区域を明示したもの）
- (2) 耐震改修工事等を実施する補助対象塀等の配置図（前面道路幅員、補助対象塀の位置及び距離を明示したもの）
- (3) 耐震改修工事等を実施する補助対象塀の高さ及び仕様を示した概要図等
- (4) 専門家の設計図書（耐震改修の場合に限る。）
- (5) 現況写真（補助対象塀の状況が分かるものを 2 枚以上）
- (6) 契約締結予定の施工業者から徴取した工事見積書
- (7) 補助対象者本人であることを確認できる書類（免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写し）
- (8) 補助対象塀が存する敷地の所有者を確認できる書類（固定資産税課税明細書の写し、登記事項証明書等）
- (9) 町税等の滞納がないことを証明する書類
- (10) 補助対象塀の所有者が申請者以外にもいる場合にあっては、工事同意書（様式第 2 号）
- (11) 代理人が申請する場合にあっては、委任状（様式第 3 号）
- (12) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、交付すると決定したときは、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同項の通知後に耐震改修工事等に関する契約を締結し、補助事業に着手しなければならない。

3 町長は審査等により、交付しないと決定したときは、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 9 条 規則第 8 条の規定による取下げは、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付申請取下届出書（様式第 6 号）により行わなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第 10 条 補助事業者は、補助事業の内容の変更（軽微な変更（当初の事業目的を変更しない範囲のものであって、補助金の額に変更を生じないものをいう。）を除く。）、中止又は廃止するときは、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第 7 号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

この場合において、第 8 条第 1 項の規定により交付の決定を受けた補助金の額を増額することはできないものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 13 条の規定による補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）に係る報告は、当該事業完了後 30 日以内又は当該事業完了の日の属する町の会計年度の 1 月末日のいずれか早い日までに、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業完了実績報告書（様式第 9 号）に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 耐震改修工事等を実施した補助対象塀の高さ及び仕様を示した概要図等
- (2) 工事の着手前から完了後までの状況が分かる工程ごとの写真及び全景写真
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 耐震改修工事等に要した費用に係る施工業者からの請求書及び領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第 14 条の規定による通知は、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金額確定通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金請求書（様式第 11 号）を、補助事業が完了した日の属する会計年度の 2 月末日までに提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 14 条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

- 2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するも

のとする。

（補助金の返還）

第 15 条 規則 18 条の規定による返還命令は、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金返還命令書（様式第 13 号）により行うものとする。

（立入検査等）

第 16 条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者から、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に建築物若しくは敷地等に立ち入らせ、関係者に質問されるものとする。

2 町長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象塀の耐震改修工事等が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（調査に対する協力）

第 17 条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、町長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備及び保存）

第 18 条 補助事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、これらを補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

南部町長 様

（申請者）住所
氏名

工 事 同 意 書

○補助対象塀

ブロック塀等の種類	
規模等	
所在地	
工事内容	

私は、上記ブロック塀等の工事の実施及び南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業の補助金の交付を申請することについて、同意します。

	氏名	住所	持分等	印
1				
2				
3				

※申請者以外の所有者の本人確認書類の写しを添付すること。

南部町長 様

（申請者）住所
氏名

委 任 状

私は、

（代理人の勤務先名）

（代理人の勤務先住所）

（代理人の氏名）

（代理人の電話番号）

を代理人と定め、下記に関する一切の権限を委任します。

記

【委任事項】

- ・南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付申請に関する一切の手続き

様

南部町長

南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金について交付することと決定したので、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付決定額	金 円
交付条件	<ul style="list-style-type: none">(1) 補助事業の内容を変更する場合は、町長にその承認を受けること。(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、町長にその承認を受けること。(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しておくこと。

年 月 日

様

南部町長

南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南部町ブロック塀等耐震改修促進事業補助金について、下記の理由により交付しないことと決定したので、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業交付要綱第8条第3項の規定により、通知します。

記

不交付理由	
-------	--

南部町長 様

（申請者）住所
氏名

南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金について、申請を取り下げたので、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、届出します。

記

1. 補助事業の名称：南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金
2. 補助対象塀の所在地（地番）：南部町
3. 補助金交付決定額：金 円
4. 補助金申請年月日： 年 月 日
5. 取下げ理由

6. 添付書類

- ・南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付決定通知書

南部町長 様

（申請者）住所
氏名

南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付要綱第10条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の名称：南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業
2. 補助対象塀の所在地（地番）：南部町
3. 申請（変更・中止・廃止）の理由

4. 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）

5. 添付書類
変更の場合は、別紙1及び添付資料

1. 補助事業の概要

工事の内容	(耐震改修 ・ 建替え ・ 除却) 工事 ※いずれかを○で囲んでください。	
事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
補助対象塀の種類		
補助対象の規模	道路面からの高さ m・総延長 m	
交付申請額	金 円 (金 円)	
交付申請額及び変更交付申請額の算出方法等	耐震改修工事等に要する費用の額 A	円 (円)
	1 m 当たり 80,000 円を補助対象塀の総延長に乗じた額 B	円 (円)
	A 又は B のいずれか低い額に 2/3 を乗じて得た額 (千円未満切捨て) 上限 120,000 円	交付申請額 円 (円)

※交付申請額及び変更交付申請額の算出方法等の欄は、上段に変更後の額、下段に括弧書きで変更前の額を記入してください。

2. 変更項目、内容及び理由

変更項目	変更前	変更後	変更理由

※南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付要綱第 7 条に掲げる書類等のうち、変更に関わる書類等を添付してください。

様

南部町長

南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、通知します。

記

1. 補助事業の名称	南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金
2. 交付決定額	金 円
3. 承認の内容	①事業を変更すること ②事業を中止すること ③事業を廃止すること
4. 承認の理由	申請内容が妥当である。

南部町長 様

（申請者）住所
氏名

南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業について事業が完了しましたので、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称：南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業
2. 補助対象堀の所在地（地番）：南部町
3. 補助金の交付決定額及び清算額

交付決定額	金	円
清算額	金	円

4. 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日

5. 添付書類

- ①耐震改修工事等を実施した補助対象堀の高さ及び仕様を示した概要図等
- ②工事の着手前から完了後までの状況が分かる工程ごとの写真及び全景写真
- ③工事契約書の写し
- ④耐震改修工事等に要した費用に係る施工業者からの請求書及び領収書の写し

南部町長 様

(申請者) 住所
氏名

南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金請求書

金 _____ 円

年 月 日 第 _____ 号で補助金の交付決定の通知のあった、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

補助金申請額	交付決定額	交付済額	今回請求額	備考
円	円	円	円	

【振込先】

金融機関名			支店名等	
口座種類	普通・当座	口座番号		
ふりがな	-----			
口座名義				

年 月 日

様

南部町長

南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業補助金について、南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1. 補助事業の名称：南部町ブロック塀等耐震改修促進支援事業
2. 補助対象塀の所在地（地番）：南部町
3. 返還金額：金 _____ 円
4. 返還期日： _____ 年 月 日